

岐阜県小中学校教頭会会則

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は岐阜県小中学校教頭会と称する。
第 2 条 本会の事務局は、県校長会館内におく。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 本会は、教頭職としての研修を深め、学校教育の振興に寄与し併せて地位の向上と相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 4 条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 研修に関すること。
2. 地位の向上と親睦に関すること。
3. 他府県、他団体との連絡に関すること。
4. その他本会の目的達成のための必要な事業。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は岐阜県小中学校・義務教育学校・特別支援学校に勤務する教頭およびこれに準ずる者とする。

第 5 章 役員及び理事

- 第 6 条 本会には次の役員及び理事をおく。
会 長 1 名 副会長 若干名 会 計 3 名
書 記 2 名 専門部長及び副部長 6 名（研究・組織・広報）
理 事 6 名（地区教頭会代表）

- 第 7 条 役員及び理事の選出
1. 会長及び副会長は指名委員会において指名し、代議員会の決定を経て研修総会に報告する。
2. 理事（地区教頭会代表）は各地区において選出する。
3. 会計、書記及び各専門部長・副部長（研究・組織・広報）は会長が委嘱する。
4. 役員は代議員を兼ねないことを原則とするが、各郡市の人数によっては考慮する。

- 第 8 条 役員及び理事の任務
1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれに代わる。
3. 理事（地区教頭会代表）は地区を代表して本会の運営に参画し当該地区の教頭会を組織し連絡運営に当たる。
4. 会計は本会の経理にあたる。
5. 書記は本会の庶務をつかさどる。
6. 部長及び副部長は各委員会活動を通して本会の運営に参画する。

- 第 9 条 役員会及び理事会は必要に応じ会長が招集する。
第 10 条 役員会の任務は総会及び代議員会提出議案の審議ならびに決定事項その他緊急事項を処理する。

第 11 条 役員及び理事の任期は1カ年とする。但し再任をさまたげない。

第 6 章 指名委員会

第 12 条 指名委員会は、代議員会において選出された委員により構成する。

第 13 条 指名委員会は、次年度の会長及び副会長を指名し、その他の役員候補者を推薦する。

第 14 条 指名委員の任期は1年とする。

第 7 章 専門部

第 15 条 本会に次の専門部をおく。

研究部・組織部・広報部の三専門部をおく。

第 16 条 専門部は郡市各専門委員長をもって組織支部会をもつ。尚、各地区1名の代表者をおき、必要に応じ代表者会を開く。

第 17 条 専門部の任務

1. 研究部は、研究大会の運営・研修・ならびにその成果刊行に関する事。
2. 組織部は、組織強化と人事ならびに身分・職務・給与及び要請活動に関する事。
3. 広報部は、機関誌の発行及び各種資料・情報の蒐集と広報に関する事。

第 8 章 代議員会

第 18 条 代議員会は、本会の議決機関であり、年2回以上開催する。代議員は、各郡市の教頭会長もしくはこれに準ずる者1名とする。

第 19 条 代議員会は、次の事項を審議し議決する。

1. 役員承認。
2. 前年度の事業報告・決算・会務承認。
3. 本年度の事業計画・予算案承認。
4. 会則の変更。
5. 宣言の採択。
6. 指名委員の選出。
7. その他の重要事項の議決。

第 20 条 代議員の任期は、1カ年とする。但し再任をさまたげない。

第 9 章 研修総会及び研究大会

第 21 条 1. 研修総会は、代議員会の報告と会員の資質を高める研修を行う場とする。

2. 研究大会は、研究の成果を発表し交流する場とする。

3. 研修大会と研究大会を、それぞれ毎年1回これを開催する。

第 10 章 会計及び監査

第 22 条 1. 会の会計は、会費分担とその他収入とする。

2. 会費分担金の納入金額は代議員会において決定する。

3. 活動基金・研修活動資金の取り扱いは別に定める。

4. 年度の新会員は、研修活動資金として6,000円を当該年度の6月末までに岐阜県小中学校教頭会に納入する。

5. 臨時負担金は、役員会において定める。

6. 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第 23 条 会計監査

1. 会計監査は、各地区より1名選出し、本会の会計を監査する。
2. 会計監査は役員を兼ねない。

第 11 章 事務局

第 24 条 事務局は、次のことを行う。

1. 本会活動を円滑にするための事務を行う。
2. 会長は、事務局長を委嘱する。

附則

1. 議事は、出席者の過半数で決する。
2. 必要に応じて特別委員会を設けることができる。
3. 年度途中で異動等により教頭に昇任された者は、その時点で会員となり、全国及び県教頭会運営活動資金は、次年度の新入会員と一緒に納入するものとする。
4. 本会は昭和39年9月17日から発効する。
 - ・昭和42年 6月12日
 - ・昭和43年 6月12日 一部改正（会議）
 - ・昭和46年 6月 1日 一部改正（委員長を役員とする）
 - ・昭和47年 6月 1日 一部改正
 - ・昭和48年 6月 一部改正（会費）
 - ・昭和53年 6月 3日 一部改正（第16～19条）
 - ・昭和56年 5月30日 一部改正（第2条、第6条、第10条、第21条）
 - ・昭和58年 6月 4日 一部改正（第6条、第7条、第6章、第7章）
 - ・昭和59年 6月 2日 一部改正（第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条）
 - ・昭和62年 6月 6日 一部改正（第6条、第15条、第17条）
 - ・平成 3年 6月 1日 一部改正（第4条、第6条、第7条、第16条、第17条、第19条、第22条、附則）
 - ・平成 4年 6月 6日 一部改正（附則）
 - ・平成12年 6月19日 一部改正（第22条）
一部改正（第6条、第7条、第17条、第18条、第21条、第21条、第9章、第24条）
 - ・平成23年 2月18日 一部改正（第15条、第18条、第21条、第22条）
 - ・平成26年 2月21日 一部改正（第18条）
 - ・平成30年 5月23日 一部改正（第5条、第7条、第19条、第21条、）